

見本

新型コロナ特例に該当する方のみ、
償却資産の申告書と一緒に提出してください。

令和 年 月 日

小郡市長 宛て

申請者は固定資産の所有者になります。

住所

連絡先
氏名(名称)
業種名
代表者氏名

新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例措置に関する申告書

地方税法附則第63条(※)に規定する新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について下記のとおり申告いたします。
※令和2年12月31日以前は附則第61条

「連続する」3月を記載
記
前年の左記と同じ月を記載

1 事業収入割合について

令和2年 3月 から同年 5月 令和2年2月から10月までの連続する3月を記載			平成31年 3月 から同年 5月 左の期間の前年同期を記載		
3月期	4月期	5月期	3月期	4月期	5月期
400,000 円	400,000 円	400,000 円	1,000,000 円	1,000,000 円	1,000,000 円
合計: 1,200,000 円 ... ①			合計: 3,000,000 円 ... ②		
事業収入割合: 40% (① / ②) ※小数点以下切り捨て					

- 50%以下 (地方税法附則第63条第1項第1号に該当)
(=事業収入が前年同期比で50%以上減少している場合 軽減率: 全額)
- 50%超70%以下 (地方税法附則第63条第1項第2号に該当)
(=事業収入が前年同期比で30%以上)

毎年4月に送付する納税通知書もしくは課税資産明細書に記載している「通知書番号」を記載してください。

2 特例対象資産について

申告の有無	資産	納税通知書番号
○	事業用家屋(別紙のとおり)	900000001
○	償却資産	900000001

- ※1 申告する資産に○をつけてください
- ※2 償却資産については、毎年行われる(この申告書のほか、令和3年度の

事業者については償却資産の申告が必要となりますので、この申告書と別に令和3年度償却資産申告書を提出してください(資産が無い場合でも無い旨の申告が必要です。)

3 誓約事項について

以下の(1)から(4)について、事実に相違ないことを誓約します。

- (1) 「1 事業収入割合について」に記載した事業収入割合の減少は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響によるものであること。
- (2) 申告者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を営んでいないこと。
- (3) (申告者が資本若しくは出資を有する法人である場合、) 申告者は、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であり、かつ、次に掲げる事由のいづれにも該当しないこと。
 - ① その発行済株式又は出資(その有する自己の株式又は総額の2分の1以上が同一の大規模法人(
 - ② その発行済株式又は出資の総数又は総額の3分※「大規模法人」とは租税特別措置法施行令第27条
- (4) (申告者が資本若しくは出資を有しない法人又は租税特別措置法第10条第7項第6号に規定する中小事業者である場合、) 申告者は、常時使用する従業員の数が1,000人以下であること。

1~3までの内容を、認定経営革新等支援機関や税理士等に確認してもらい、署名・印を記載してもらいます。
※確認のための添付書類は、認定経営革新等支援機関や税理士等にお尋ねください。

【認定経営革新等支援機関等確認欄】

上記1~3の申告内容について、記載どおりである旨確認しました。

住 所

名 称

代表者役職

代表者氏名

印

認定経営革新等支援機関等担当者名

認定経営革新等支援機関等電話番号

認定経営革新等支援機関等担当者メールアドレス

この欄(認定経営革新等支援機関等の確認)がないものは、無効になります。

(備考)

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2. 本申告において、申告すべき事項について虚偽の申告をした者は、地方税法附則第63条第4項又は第5項の規定に基づき1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される場合があることに留意すること。
3. 「連絡先」については、日中連絡がとれる電話番号等を記載すること。
4. 「氏名(名称)」については、個人事業主にあつてはその氏名を、法人にあつてはその名称を記載すること。
5. 「業種名」については、日本標準産業分類における中分類で記載すること。
6. 本特例の申告にあつては、事前に認定経営革新等支援機関等の確認を受けること。
7. 本特例の申告は令和3年1月31日までに各市町村に対して行うこと。

(別紙) 特例対象資産一覧

課税資産明細書を参考に記載してください。該当となるのは、事業用家屋のみですので、用途(課税種類)が事務所・店舗・工場・倉庫(※)などに限られます。
 ※住宅に附随する倉庫は対象になりません。また、不動産賃貸業等であれば賃貸(アパート)住宅も該当になります。

家屋の所在				うち事業用	
所在	○町×丁目△番地□				
家屋番号	△番□	134.60 m ²	67.3 m ²	50%	
所在	小郡255番地I				
家屋番号	255番I	120.00 m ²	120.00 m ²	100%	
所在	小郡262番地				
家屋番号	262番	80.00 m ²	80.00 m ²	100%	
所在	小郡262番地				
家屋番号	262番	70.00 m ²	35.00 m ²	50%	
所在		m ²	m ²	%	
所在					
家屋番号		m ²	m ²	%	
所在					
家屋番号		m ²	m ²	%	
所在					
家屋番号		m ²	m ²	%	

同じ地番であっても、増築分、別棟であれば課税資産明細書の記載の単位が別です。

併用住宅等でうち事業用部分がある場合は面積と割合を記載してください。

- ※1 前年度における課税明細書に記載の単位で記入すること。(前年度における課税明細書に記載のない家屋については、家屋番号の単位で記入すること。)
- ※2 事業専用割合が分かる資料(青色申告決算書等)を添付すること。
- ※3 認定支援機関等の確認を受けた後、資産の異動・取得等があった場合には再度提出の上、確認を受けること。
- ※4 償却資産については、毎年行われる申告をもって特例対象資産一覧を提出したこととなること。

令和2年新築・増築分は申請時点では課税資産明細書に記載がないため、不動産登記や建築確認等で確認し、地番・面積等を記載してください。

課税資産明細書(毎年、年度当初に送付する納税通知書に同封しております)がない場合は名寄帳兼課税台帳が同じ内容になります。取得される場合(手数料あり)は税務課窓口にて手続きをお願いします(郵送請求も可能です)。

また、事業用資産として登録のないものは、市で別途調査が必要になることもありますので、税務課資産税係へご相談ください。